

基本目標6

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

文化財・伝統文化の保存・活用・継承

■現状と課題

- ・県内各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、文化財・伝統文化の適切な保存・管理が必要です。
- ・文化財・伝統文化が、地域の人々の誇りや絆、文化的アイデンティティの礎であることに留意しつつ、これらを積極的に活用し、文化的特色を生かしたまちづくりや観光振興・地域活性化に繋げることが求められています。
- ・過疎化・少子高齢化を背景に、文化財の担い手不足による滅失や散逸の防止が喫緊の課題であり、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進する必要があります。
- ・積極的な情報発信を通して、県民が文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実させるとともに、継承者育成のための取組強化が求められています。

＜本県の国・県指定文化財件数＞ (平成31年3月31日現在)

国指定の文化財		県指定の文化財		合計
国宝	4	－	－	4
重要文化財	83	有形文化財	496	579
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
特別史跡	1	－	－	1
史跡	41	史跡	107	148
特別名勝	－	－	－	－
名勝	6	名勝	7	13
特別天然記念物	2	－	－	2
天然記念物	22	天然記念物	78	100
重要伝統的建造物群保存地区	2	－	－	2
重要文化的景観	3	－	－	3
選定保存技術	－	選定保存技術	1	1
合計	176	合計	751	927

■主な取組

①文化財・伝統文化の保存

文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図ります。

- ・文化財の指定・選定・登録を通じた、適切な保存・管理の推進
- ・市町村教育委員会と連携した有形文化財の状況把握の徹底
- ・文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱^{※45}の策定、各市町村毎の地域計画の策定促進
- ・地域の文化財を守り伝えていくための防犯・防災対策の強化
- ・文化財保護指導委員の増員や市町村、地域住民と連携したパトロール活動の充実
- ・文化的景観や伝統的建造物群保存地区など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進

※45 文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱…平成30年6月の文化財保護法の改正（平成31年4月施行）によって新たに各都道府県が策定する事が可能となったもので、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、文化財に関する保存・活用・継承や防災対策、市町村への支援など各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。

②文化財・伝統文化の活用

文化的特色を生かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図ります。

- ・有形文化財や記念物に指定された文化財などの修復現場の公開をはじめ、文化財を核にした観光戦略の展開
- ・文化財・伝統文化をストーリー化した「日本遺産^{※46}」等を活用した地域の活性化
- ・教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備
- ・県立埋蔵文化財センターの展示内容の充実と県・市町村等の文化施設が連携した展示・公開の推進
- ・文化財を紹介する案内板等の整備・充実
- ・文化財の周遊ツアーやフォトコンテストの開催等、地域の歴史・文化の魅力を発信する機会の充実



文化財の修復現場公開（草野家住宅）

③文化財・伝統文化の継承

無形文化財や民俗文化財などの文化財・伝統文化に親しみ、理解を深める機会を充実とともに、それらの文化財・伝統文化を確実に次世代に継承するための基盤整備を推進します。

<学ぶ機会の充実>

- ・無形民俗文化財などの伝統文化を鑑賞し、体験する機会の充実
- ・子ども神楽保存団体など文化財愛護団体^{※47}の活動発表機会の充実
- ・県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの訪問講座や体験学習の機会の充実



県立埋蔵文化財センターの歴史体験学習館
「土器づくり」

<継承に向けた基盤整備>

- ・文化財愛護団体相互のネットワークづくりや指導者講習会の開催
- ・地域に伝わる伝統文化の伝承教室や文化財の保存技術講習に対する支援を通じた後継者の育成
- ・文化財・伝統文化のデジタル・アーカイブ化や最新映像技術等を活用した積極的な情報発信の推進

■目標指標

指標名	基準値		実績値 (H30)	目標値 (R6)
	年度			
文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画 ^{※48} の策定数	H30	0件	0件	18件
県立歴史博物館・県立先哲史料館・県立埋蔵文化財センターの利用者数	H26	10.1万人	12.5万人	14.3万人

※46 日本遺産…地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。県内からは日田市が水戸市ら3市と連携した「近世日本の教育遺産群」、中津市・玖珠町の「やばけい遊覧」、豊後高田市・国東市の「鬼が仏になった里『くにさき』」の3つのストーリーが認定されている。

※47 文化財愛護団体…身近な文化財を大切にし、郷土を愛する心を醸成することを目的として、各地に結成されている団体。小・中学生を中心とした文化財愛護少年団などがある。

※48 文化財の保存・活用に関する市町村の地域計画…平成30年6月の文化財保護法の改正（平成31年4月施行）によって新たに各市町村が策定することが可能となったもので、市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランとなるもの。文化庁長官から認定された場合は、国の登録文化財候補を市町村から提案できるなど、未指定文化財の継承推進が期待できる。